

中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の相互間において、災害の発生時等における遺体の火葬に関して、広域応援を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この覚書における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬に関する調整
 - (2) 火葬業務に必要な物資等の提供及び斡旋に関する調整
 - (3) 火葬業務に係る人員の派遣に関する調整
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、要請を受けた事項のうち必要と認められる事項
- 2 前各号の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする県は、各県に対して、第2条第1項各号に規定する内容について要請するものとする。

(応援回答の手続)

第4条 前条の連絡を受けた各県は、管内の火葬場と連絡調整し、応援可能な遺体の火葬数及び火葬場等について把握するものとする。

- 2 各県は、前項で把握した応援可能な遺体の火葬数及び火葬場等について、応援を要請した県へ連絡するものとする。
- 3 各県は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに、応援を要請した県に通知するものとする。

(火葬数及び火葬場等の調整・連絡)

第5条 応援を要請した県は、前条第2項に規定する応援回答の到達後、応援要請する遺体の火葬数及び火葬場等について調整を行い、その結果を応援県へ連絡するものとする。

(広域火葬応援依頼の終了)

第6条 応援を要請した県は、広域火葬応援の必要がなくなった場合には、速やかに各県にその旨を連絡するものとする。

(実施報告)

第7条 応援県は、その火葬実施数等について、応援を要請した県へ報告するものとする。

(各県の責務)

第8条 各県は、管内の火葬業務に支障がない限り応援を行うものとする。

- 2 各県は、第2条第1項各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、管内の市町村及び火葬場と連携のうえ、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援体制の整備等に努めるものとする。

(情報交換)

第9条 各県は、災害発生時に円滑に応援要請及び受入報告を行うため、平時から管内火葬場の連絡先等の把握に努め、一覧表を作成し、相互に交換しておくものとする。

(その他)

第10条 応援要請及び回答等の手続きに使用する各種様式については、別に定めるものとする。ただし、その目的が達成される限りにおいて各県で作成したものを使用しても差し支えないものとする。

附 則

この覚書は、平成26年3月28日から施行する。

この覚書の成立を証するため、本書9通を作成し、各自1通を保管する。

平成26年3月28日

富山県厚生部長

山 崎 康 至

石川県健康福祉部長

北 川 龍 郎

福井県健康福祉部長

田 端 浩 之

長野県健康福祉部長

眞 鍋 銸

岐阜県健康福祉部長

川 出 達 恭

静岡県健康福祉部長

宮 城 島 好 史

愛知県健康福祉部健康担当局長

加 藤 昌 弘

三重県健康福祉部長

北 岡 寛 之

滋賀県健康福祉部長

那 須 安 穂